

資料

人種差別撤廃条約  
第四条・七条の実施に関する研究報告 (5)

社団法人 部落解放研究所人権部会 (訳)

## 目次

人種差別を撤廃する手段としての、教授、教育、文化及び情報

序言

第一章 第七条に基づく国家の義務

**A** ガイドライン

- 一、迅速で実効的措置
- 二、当事国が引受ける義務の範囲
- 三、人種差別を導く偏見と闘うという国家の義務

(一) 人種的偏見を根絶するための措置

(二) 諸国家及び人種的又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進するために

当事国によってとられる積極措置

**B** 基本的文書、四つの国際連合文書

- 一、国際連合憲章
- 二、世界人権宣言

三、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際連合宣言

四、一九六九年一月四日発効の、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約

(以上、第四五号)

第二章 いろいろな措置

**A** 国内的措置

一、法的または特定の権限を持つ機関の教育的役割

二、適切な教授法

三、適切な教育

四、基本的に人間中心の文化

五、人種差別と闘うためのマスメディアの組織的動員

**B** 国際的措置、当事国による「条約」第七条の規定の誠

実な実施を監視するための人種差別撤廃委員会(CERD)

D) の権限

結論 第七条の特質・その人間的、社会的及び国際的意

味あい

(以上、本号)

## 第二章 いろいろな措置

29 予防措置は治療措置にまさる。というのは、ここでは治療は事後措置と処罰を意味するからである。みせしめとか処罰による脅威によっては実際よりよい将来への保障は得られないし、また社会関係における人びとの行動の道徳的水準をひき上げることにもつながらない。それ故、精神的姿勢は道徳的ガイダンスと訓練を含んだ予防的措置でもって変えられなければならないことが、明白となる。権力の座にある者は従って、人種差別の忌まわしい性格と罪悪性について知らしめる義務を持っていることを認識しなければならない。少数者集団、移民、原住民、その他人種差別の犠牲者であるようなすべての人びとに対して、いろいろな形の『援助』を行うことでは十分とは言えない。当事国を法的に義務づける「条約」に則って、寛容、理解、友好を、社会の大多数者とこれらのいろいろな集団との間に促進することもまた必要なのである。

30 ではどうしたら、このような目的は達成されるのか。人種的差別反対の原則に関する『一般大衆の啓発』計画を作り、実施することが必要と思われる。

31 幸いなことに第九条に従って当事国が提出する定期報告書は、人種差別主義と人種差別を防止するためにとられるべき行動と措置に関する豊富な材料をのせている。委員会も強調したように、それぞれの報告書にみられるように、さまざまの異な

った社会的、法律的制度を持つ国々の経験は、おそらく他の国々に、ことに発展途上国にとって有用であろう。

32 人びとの態度を変えさせるために影響力を及ぼすどのような行為でも、いろいろな側面をもつということは、経験の示す通りである。

33 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する、普遍的に承認された原則の実施に向かって、卒直で誠実な態度を関係当局が探るといふことの必要性が特に重要視されなければならない。国家は国内的レベルで義務を果たせばよいのではない。このような義務はまた集団的保護措置という国家間の国際システムにも属する。つまり世界的世論は国際的機関を通じて、これらの原則を実施することを怠っていないどのような国のケースをも摘発し強く非難することによって条約の普遍性を推進するのであり国家もこのような目的に向かって協力しなければならない。

**A** 国内的措置

一、法的または特定の権限を持つ機関の教育的役割

34 既存の法的措置の実効性や特定の国際機構のもたらす成果には、問題が多く残されている。しかし、これらが権力機関や世論にもたらす影響というものは無視出来ない。もし平等な権利に関する法規範がもっと頻繁に援用されるようになると、政府はこれらを本当に重要と考えるようになり、個人もまたこのような権利の存在と、これらの権利をしかるべき法的手続に従

って行使することが出来るということについて、一層の認識を深めることになる。

35 極めてすぐれた制度が、国際的レベルでは設立されている。しかしこれらの制度もまたスタートしたばかりで、国家の側の悪意に当たるとも稀ではないので、またそれほど輝かしい成果をもたらしたとは言えない。しかし着実に進展し、重要性を増していることは争えない。これらの制度の成功に加えて、もしこれらの現実に着目すれば、訓練と教育的役目を果たすようになるであろう。すでにみたように、これらの制度が世論に対して及ぼす影響には無視出来ないものがあり、一方、世論とらうものを民主主義国の当局者は極めて重視しているからである。それ故、国家と個人双方の人間的で人道主義的教育というものは、人権と基本的自由を擁護し、人種差別主義に対して個人を護るための機構としての任務である、と考えられる。あらゆる人種と国籍の平等に関するソビエト法とその個々の条文の研究は、白ロシア共和国の教育制度において重要な位置を持っているということが報告されていた。反人種主義的態度の形成にかかわる諸問題は、中等学校と上級教育学校の双方のカリキュラムに入っている。さらに、このようなトピックに関する情報はプレスやマスメディアによって広く知らされるようになってきている (CERD/C/91/Add.23, P. 7)。

36 ブラジルのように一国の社会にまだ統合されていないような種族共同体のあるような若干の国がある。ブラジルは、アマゾン地域の孤立した原住民集団に対して特別の政策を実施してき

ている。必要以上にこれらの人々との接触を求めないというのが基本的政策である。言うまでもなく一般的にこのようにしてはインディアンに対して有害であるからである。原住民の共同体は FUNAI (National Indian Foundation) の保護の下にある。しかしインディアンは誰でも司法機関に対して、保護規則の適用から解放され、ブラジル市民として完全な権利を持ちたいと請願することが出来る。ブラジルが人種の対立を解消するためにやってきた努力はよく知られているところであるが、このような状況を直してゆかための一層の成果が期待される (ブラジルの第六報告書 CERD/C/66/Add.1, P. 10)

## 二、適切な教授法

37 人種差別の問題の教授 (teaching) に関する大学教授と人種関係機関の代表者の円卓会議は、ジュネーブで一九七九年一月五日から九日まで開かれた。その結論はこの点について極めて示唆に富むものである。

38 セミナーの参加者は、人種間の偏見と不平等の概念は、まねや精神的無力によって植えつけられたり、受容されたり、身についたりしてきたものであって、決して先天的なものではないということを確認した。人種差別主義は社会において世代から世代へ受け継がれる、人々の集団的意識の形態と考えられている。そして、人種差別主義を根絶するという作業はいろいろの異なる側面にかかわるが、次の諸点を含まなければならないと考えられた。(a) 集団の意識や心理並びに国家の倫理的並びに

法的制度の変革、(b) 社会における偏見が将来の世代に受け継がれないことを確実にするために、教育過程 (これは次のことに関係する) を改革することである。

39 社会学的にみると、あらゆる社会が構成員の多様性に向かうという動かし難い傾向にある。つまり社会的変動が一つの社会における異なった集団や階級の存在を浮きだたせることになったのである。このように国内レベルでの差異の存在が明らかになってきたことから、以前には存在しなかった差別というものが生まれてきた。

40 多くの参加者は、社会的変動の結果として差異がますます明らかになってきたため、差別解消に向かわず反対の傾向が出てきたという意見であった。

41 『異なつて存在する権利』 (Right to be different) あるいは『他者との権利』 (Right to othersness) について討議が行われた。『異なつて存在する権利』とらうものは正しく解釈されるべきであるという主張があった。そうでないと、この言葉は、(a) 勝手な分離運動を支える原則となったり、(b) 人種差別を正当化することになりかねない。

42 第七条の基本的目的を達成するためには寛容だけではなく、さらにどのような国にでも存在する可能性のある異なった諸文化が平等に享受され発展されることを保障するための積極的で具体的活動が必要である。しかし、各々の民族の文化的アイデンティティを保護するために極端であってはならないことも、強調されなければならない。一般に異なつた民族の、あるいはは

異なつた種族的、民族的共同体に属する発展過程の人びとや構成員は、全く自分達を孤立させるように向けられてはならないし、またそれらの固有の文化的アイデンティティや固有の伝統や伝統の中に安住してしまつて仕向けられてもいけない。今日では、個々の民族の特質や異なつた文化に自分達の発展のためのモデルと技術を適合させるということに、誰も異議を言はさむようなことはない。つまりバランスの問題である。このようなバランスにおいて、いろいろの異なつた文化の発展の諸条件が考えられるべきであり、この場合自分達のアイデンティティはいささかなりとも損なわれることは考えないし、またこれを容認するものでもない。

43 人種差別主義に関する今日の教育には改善の余地が大いにあり、と主張されているが、これは正当である。歴史に基づく単なる教育的で抽象的アプローチだけで人種差別主義のもたらす害毒を説明しようとする場合の効果について、疑問が呈されている。つまり、このような教育だけでは、一般的な社会の現状を考へるにはほど遠いのである。抑圧されている人びとの立場の向上につながるような教育を行うことが望ましいことが、指摘された。こうすることによって、抑圧されている人びとも自分達の可能性と能力を意識するようになり、自分達の権利の侵害に抵抗し、差別のもたらす結果と闘い、そして恣意的で不正な支配に抵抗するために使うことの出来る方法や法的救済措置について知るに至る。とにかく人種差別主義についての教育は、人権に関する一般教育に関係づけられなければならないという

ことが、強調されるべきである。

#### 44 教育綱領に関連して、次の点が指摘された。

(a) 西欧型の教育体系は必ずしも非西欧文化の組織的教育を含んでいない。

(b) ほとんどの教科書は、たまたま特記している場合を除いて、いろいろの異なった民族が全人類の文化に向かって人類によって形成されてきた知識の集積に、いかに貢献したかの記述を欠いている。それ故、高等教育だけでなく中等教育の中にも出来る限り、今日比較学的 (comparative) 方法というものを導入する必要がある。有名な比較学者、フランスの作家エティアンブル (Etiemble) は、文学の一般理論は過去 (『未来も過去の知識に依存する』) と述べている (と現在のあらゆる文化を基盤として構成されなければならぬ) としている。この場合、ヨーロッパ文化に特別の優越性を与えることも、反対にこれを不当に低く評価したり無視することもあってはならない。ヨーロッパ文化についてはとりわけ、今日もなお生きており解消の困難な帝國主義的、植民地主義的態度はひとまず度外視してよい。新しい人道主義は、どのような『ヨーロッパ中心主義』からも解放されたもので、人間の極めて初期の成業を説明し、あるいは評価するために、人間が字を書き出した時以来の (象形文字、楔形文字、B形文字、フォニシアン・アルファベット) 世界中の文化のモデルを綜合したものであるべきである。とは言うものの、一二項に述べた意味の本

当の開かれた社会において正義と平等主義を主張する『すぐれたエリート』の存在や貢献を否認するものではない。基本的には、このような人道主義は、異なった民族の間の理解と積極的友好のための学校となるであろう。文化的財産のこのような合理的分配は、また同じく財産としての資源の公平な分配への途を開くものであろう。今日の世界は正義の理念に基づいた社会秩序という基盤の上にたたない限り、存立することは不可能であろう。

45 目標はそれ故まことに明確である。つまり、明らかであるか秘められているかを問わず分離主義を原則とするいかなる社会も、開放と平等の両方を原則とする社会に向かわしめられなければならない。どのようにしてか。前者については適切な改革を要し、後者については第七条の意味での教育改革を通じて社会構造と制度、また人々の心理的態度に急激な改革をもたらすことによってである。

46 この点に関連して、ある重要な障害のあることが分かる。つまりこの問題へのアプローチは、その国における学校と社会との関係の性格によって決定されるところが大きい、ということである。学校というものは一つの社会の認める価値観と体系を反映することが多く、従って意識的か無意識的か知らず、一般人に現状そのままを受け入れさせよう考えられている。それ故、特にその目的が本主に平等主義であるような若干の場合、どの学校をとってもこれが社会変革の手段でありうるということとは困難である。精神的態度についてみると、正直に言って、

47 人種差別の問題の教授などは本当はあり得ないとか不適当であるという主張もされている。教師はこの主題について、あるいはこれについて学生の興味をそめるための十分な訓練を受けていない。無知か精神的怠惰によって、この主題は誤って思考され、大方時代遅れとされる。しかしこれは全く正しい考え方でない。作家であるジュール・ラプージュは、クリスチアン・デラカンパーニエの著書『人種差別主義の到来、古代と中世』(L'intervention du racisme Antiquite' et Moyen Age, Paris, Fayard, 1983) の書評の中で (一九八三年三月一〇日付) モンド紙) 次のように述べている。『人種差別主義の評判は悪い。軽蔑され嫌われている。しかし我々は無力に近い。それは粉砕されても再起してくる。うなぎが眠っているようでもある。しかし敵の脳の中にまでいつの間にか入ってきてしまつた。たたくばたたくほど強さをましてくる。例えば生物学は、人種というものには存在しないと説く。科学的研究も無力に思える。科学は唯一人間と種族集団というものはあるが、人種というものは存在しないと説く。しかし、毎年何千人からの人はこのようなる人種という幻想の名のもとに殺害されている』このような誤った科学的バックグラウンドに加えて、平等への考え方への忠誠の欠除が存在することもある。先に述べた国連のセミナーでは、人種関係の全領域にかかわる現在の教育方法は科学的に誤りに基づいていると指摘した。というのは、差別に対する闘いをも

つと有効に展開するために人種差別体制を支える社会的、経済的、文化的要因を、明らかにするという基本的目標があるのに、これを果たしていないからである。

48 人種差別反対のための教授の問題は、すべての問題の教授内容に含まなければならない重要な点に関する多くの基本的問題を提起している。

49 (一) 人種差別の問題の教授には学際的アプローチの推進が先ず必要である。この点に注意しなければならぬ。人種差別を助長する偏見に対するキャンペーンは、民族や人種的、種族的集団間の理解、寛容、友好を鼓舞することによって推進されるが、これは世界的と国内レベルの双方で行われなければならないということに思いをいたす必要がある。この原則はまた一国内に共存する人種的、種族的また民族的集団についても妥当することが望ましいからである。それ故、多数集団に属する人々も、原住民の人びと、移住労働者の有する文化的、歴史の伝統について教育されることが必要であろう。

50 ひるがえって言葉の厳密な意味での人種差別に関する教授の学際的性質について考えると、生物学、特に遺伝学、また人類学、心理学、社会学、歴史学や政治学が関係してこなければならぬ。中等学校の歴史の教科書が、真実を述べなかつたり、特定の国の拡張主義や侵略政策を通り一遍に扱ったりすることによって事実を歪曲することは厳に慎まなければならない。極端な愛国主義や自民族中心主義は絶対にいけない。

51 (二) 人種差別のもたらす害悪についての若い人びとの理解を

促進するためのカリキュラムは、すでに述べたように、人権と基本的自由に関する一般教育過程の一部でなくてはならず、差別の持つ社会学的並びに法的意味も考慮されなければならぬ。若い人びとは、人種差別禁止並びに人権と基本的自由の保護のための十分に実効性のある制度との間の関係について熟知させられなければならない。後者は前者の前提条件であるからである。この点に関して、「条約」第五条の基本的重要性は強調されては過ぎることはない。ある種の不寛容や、極端なナショナリズムに支えられた法律と憲法上の無秩序が支配的な国があるとして。このような国では、種族的少数集団に属する人々が、自分達の十全な発展を保障される権利、また実際のレベルで、結社の自由とか一応は存在する立法議会の議員を選出する権利を行使するため、自分達に固有の価値というものを表現する機会を得るといふことは、困難と言えよう。何んの習得も条件もつけず国家が人権の保護のための制度を実施することこそ、人種差別禁止の原則の実効力ある実施のための絶対不可欠の前提である。

52 (三) 若い人々は科学的学習を出来るだけ早く始めるべきであるが、このような学習は社会現象の認識を助けるだけではなく、また一つの倫理の学習にもなる。視野の拡大を伴った深い学習は、基本的には『開かれた社会』へ眼を開くことにつながる。つまり、こうして、異なったものへ心を開くとき、またいく分歴史的に『外国的』とか『野蛮な』とかさえ以前は言っていたものに對するやさしい、共感的態度を推進するよう援助すること

このようにその性格を変えたことから、その根柢に責任のある国際機関は今後このような場合は純粋に政府寄りだったり公式であるようなソース以外から情報を得る必要があろう。人種の平等を保障するための手段として、社会的、経済的及び文化的権利の尊重という極めて重要な問題についても一層深い研究が行われなければならない。国家に対して「条約」の二つの基本的条文、つまり第五条(e)(経済的、社会的及び文化的権利)と第二条二項(『当事国は、状況の求めるところに従い、当事国に属する特定の人の種族的集団又は個人が、人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを保障するために、社会的、経済的、文化的及びその他の分野において、その集団又は個人の十分な発展及び保護を確保する特別かつ具体的な措置をとる』)を実施することを確保するためのガイドラインが提案されなければならない。このような研究は最も恵まれない立場にある集団と人種の及び種族的少数者の問題に焦点をあてなければならないことは、言うまでもない。「条約」はすべての人に例外なく適用されなければならないことは言うまでもない。しかし「条約」は特に、歴史的に最も著しい社会的搾取と収奪の犠牲となってきた集団に關係するのである。このような研究は、法律的(de jure)な差別禁止を宣言したり保障したりするだけでは、経済的及び社会的差別がなお存在する限り無意味であるという事実から出発しなければならない。

その理由は、恵まれない社会集団(マージナルな少数者集

になるのである。このような態度は世界規模の展望を開くというものであろう。ここに描いたような形式の教育体系が今日可能と思われるのは、それが科学的研究の正しいやり方に支えられている時である。というのは、人種差別的態度は真理を求め科学的研究方式を損なう可能性を持つからである。その例はアフリカ研究である。つい最近アフリカ社会の比較研究の講座がパリのコレージュ・ド・フランスにはじめて設けられた。講座担当のフランソワーズ・エリチエ・オジュエ夫人(Mrs. Françoise Héritier-Auger)は、次のように回想した。ある度し難い反動的考え方がひろく社会に根づいていた。そして、フランスにおけるエキゾチックな人類学や文化人類学の研究を排斥していた。しかしこのような立場は一九一三年にすでに糾弾されている。基本的領域における科学的研究のこのような遅れの明らかな理由の一つが、黒人とその文化に對する軽蔑的態度が永年にわたって存在してきたということである。人種差別主義、アフリカ大陸へ行くということへの関心の低さと困難さが重なってこのような永年の無知の原因となった。以上がエリチエ・オジュエ夫人の言葉である。しかしこの方面の若干の問題はまだ十分に研究されていない。二つの例をひこう。

南アフリカ共和国と南アフリカの支配下にあるナミビア以外の社会では人種差別は秘かにまたある程度隠れた形で実行されている。このような差別は非顕在的ではないため、どちらかと言うとデータの集積と現場での調査というような複雑で高価な方法によってしか摘発出来ない。人種差別主義は

団、非市民、移民労働者、原住民、難民、ロマ・シンチイ、船舶のクルーの中の外国人その他)は一般に、財産はほとんどか全く持たないため、大方、人種差別的犠牲になっているからである。これらの人びとが、あらゆる点で人間らしく存在する権利を奪われている限り、また、財力がないためこの人達の子供があらゆるレベルでの教育機関から閉め出されている限り、これらの人達は、多数者集団に属する彼等の主人から軽蔑され続けてゆくだろう。この人達のプライドと人間の尊厳は、「条約」の精神から許されないような侵害を受けることにもなる。それ故、考慮に入れられ、改善されなければならないのは、この人達の法律的地位と同様、心理的及び道徳的条件に密着している物質的条件である。

53 (四) 言語の問題には、特別の注意が払われなければならない。人びとの間に理解と友好を推進するためには、異なった種族的、民族のもしくは言語的少数者が、自分達の固有の言語を自分達の社会關係において、あるいは司法的、行政的手続において、完全に平等な立場で使用することが世界の隅々において可能でなければならない。これらの措置によってこのような人びとに自分達の固有な文化に對する尊敬と、また個々人と集団全体のアイデンティティに對する自信を持つようになり、こうして社会的現実をもっと明確に把握するに至るのである。このようなくともアイデンティティだけは次第に強くなってゆく。とは言え、やはりもう一つの重要な条件は、このよ

うな人達もその社会で通用する通常語での教育も受けなければならぬということである。こうすることによって、社会の本流から切り離されることは防げるし、また就業の機会も多くなる。こうして貧困な経済的立場より次第に解放されてゆく。移住労働者を多くかかえる国には、フランスの言語政策から大きな示唆を得るだろう。フランスでは、七人の学童の要請があれば一つの外国語のクラスが増設されることになっている。さらに、移民の家族の構成員は、職業訓練コース（一九八一年現在で、二万二千人）を受けて、言語の学習が出来る。モザイクという題のテレビ番組が日曜日に放映され、二百万からの人びとによって見られている（フランスの第六定期報告書、CERD/C/90/Add. 3, P. 9）。ソ連のやり方もまた参考になる。

ソ連ではすべての民族が自己の文化と固有の言語を自由に発展させるために、機会平等が与えられている。書籍や新聞・雑誌の類も、例えば、ソ連のいろいろな民族の八九の言葉と他の国々の六六の言葉で発行されている。芝居などの演出も五〇の異なった言葉で行われ、ラジオ放送やテレビジョンの放映にも、あわせて六七の言語が使われている。モスクワにあるルナチャルスキ国立演劇学院だけでも、五〇の異なった民族センターを設立して演劇を教えることが出来る各民族を代表する専門家の十分な数を養成してきている。以前は話し言葉だけしか持たなかった四〇にのぼる民族は、今では文字を持つに至り、科学的原理に従って文化的事業を行っている。ソ連におけるすべての民族と種族集団は、異なった氏族との間のコミュニケーションのた

四、人種差別撤廃条約に規定された権利の侵害に関する通報手続。この手続は、個人及び集団の申立を受諾する権限を承認する旨の宣言をした当事国の管轄権内にある個人あるいはその集団によって提起される（「条約」第一条、当該国はこの条文を批准していることを要する）。

五、人権の保護に関するヨーロッパの制度によってカバーされる人びとは、ヨーロッパ人権条約第二五条によって、法的救済手続に訴えることが出来ることを知らなければならぬ。但し、当該国が第二五条を批准していることが必要である。ヨーロッパ人権条約中の、この点に関する最も基本的条文は第一四条である。

第一四条（無差別）本条約に掲げる権利及び自由の享有は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的又は社会的出身、民族的少数者への所属、財産、門地又はその他の地位のようないかなる理由に基づく差別もなく、確保される。

東アフリカ出身のアジア人に関するケースでヨーロッパ人権委員会は、次のような見解を述べている。『人種に基づいて人びとの特定の集団について異った取り扱いを定めることは、一定の状況の下では人間の尊厳に対する侮辱の特別の形態を構成する』（東アフリカ出身アジア人ケース、委員会報告書二〇七項）（『ヨーロッパ審議会と不寛容、差別及び人種差別主義に対するその行動』、一九八三年一月二五日のdocument〈II (88) 2〉を頁46）。

めにロマンヤ語を共通語（lingua franca）として選んでいくが、これは自主的である（CERD/C/91/Add. 18, P. 12）

54 (五) 法的あるいはその他の権限ある機関が教育上果たしている役目について述べてきたが、これと密着して、法律の訓練も困難な問題もあるが重要である。生徒も学生も、平等な法律の権利と義務を持つことを認識しなければならぬ。これらの権利の行使には現在でも法律的制約はあるとしても、これらの制約は除去されなければならないのである。すべての市民、ことに不平等だったり抑圧的立場にあって苦しむ人達は、権利を侵害された時は国内的救済手続に訴えることが出来ること、また国内的手続をつくした後は、国際的救済手続に訴えることが出来ることを、よく知らされなければならない。国際的救済手続には、次のようなものがある。

一、市民的及び政治的権利に関する国際規約と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に従って設立された、国連の人権専門委員会において用いられる手続。

二、一九七〇年五月二七日付の経済社会理事会決議一五〇三（XIV.7）によって設立された、人権と基本的自由の侵害に関する通報手続。これはすべての個人に対して、大型で一貫した人権侵害について、これについての情報をもっているとか、その人物自体犠牲者である場合に、国連へ通報することが出来るようにしたものである。

三、人種差別撤廃条約に規定された報告書提出制度並びにその他の措置あるいは救済方法。

六、アメリカ大陸については、次のような「条約」があるが、これらの「条約」当事国の国民はこれら「条約」によって享受出来る権利の内容について熟知する必要がある。これらは、人の権利及び義務についての米州宣言（一九四八年ボゴタで開催された第九回米州諸国国際会議で採択）と、一九六九年二月二日に多くのラテンアメリカ諸国によって署名された米州人権条約である。保護手続は米州人権委員会規定に詳しく規定されている（一九六六年五月二五日米州機構理事會で採択、一九六六年六月八日並びに追って第二回特別米州会議で改正）。しかしこの手続の実効性は未知である。

七、もう一つの『救済措置』があることに注目されたい。これはユネスコにおいて使われる手続で、ことにユネスコの条約および勧告委員会に対するものである。この『救済手続』に関する知識は、ことにこの適用範囲が「条約」第七条の目的と正しく一致することからして大切である。この手続ではユネスコの権限である、教育、科学、文化及びコミュニケーションの諸領域における人権の侵害に関する申立が、まさしく取り上げられる。これらはユネスコの執行委員会が一九七八年四月二六日付の決定JOMEX/33に則って承認した手続に従って審議される。ユネスコの管轄権の中に入る人権は、基本的に次の通りである。

- ・ 教育を授ける権利（世界人権宣言第二六条）
- ・ 科学的進歩の恩恵にあずかる権利（同第二七条）
- ・ 文化的生活に自由に参加する権利（同条）

・意見及び発表の自由を含む、情報への自由(同第一九条)  
これらの権利は次のような他人の権利の行使を含むと思われる。

- ・思想、良心及び宗教の自由への権利(第一八条)
- ・あらゆる手段によって且つ国境にかかわらず、情報及び思想を求め、受け且つ伝える自由(同第一九条)
- ・いかなる科学的、文学的又は美術的な製作品から生ずる無形及び有形の利益の保護を受ける権利(同第二七条)

・平和的な集会と結社の自由を、教育、科学、文化及び情報にかかわる活動(ユネスコ執行理事会文書 102EX/19.7 April 1977をみよ)のために、享有する権利(同第二〇条)

八、ILOの手続。ILO憲章とILO条約並びに勧告に規定されている人権の保護は確立した機構のネットワークによって保障されている。この機構のいくつかは憲章上のものであるが、他は経験の積み重ねによって発展してきたものである。この方は恐らく当事国が行った約束の実施を監視するシステムとして、最もバラエティに富み、また実効力も最も強いと考えられる。当事国はILO事務総長に報告書を提出する義務があり、この報告書は審査という常設的監視機能に加えて、ILOの基準を遵守しているかどうかは、不服の申し立てに始まる争訟手続を通じてチェックされ促進される。労働組合結社の自由のみに関する特別な方式が、ILO憲章に規定された一般的な不服申し立て制度と平行して発展してきた。

### 三、適切な教育

て(大人の場合は生涯教育として)対話することの意味を教え、正義感を植えつけることに努力が注がれるべきである。ではどうしたらこのように出来るのか。先ず第一に対話というものの本当のメカニズムの深い分析と研究である。これには気のながい教育的努力が不可欠である。人びとは自分自身並びに他人びとに対して、次のことを納得させなければならぬ。

どのような対話にとつても自由の理想はその基礎である。何故かと言うと、当事者の一方に対する心理的あるいは肉体的圧力の結果であるような合意を得ても、このための討議というものは、対話という名前には全く値しないからである。

本当の対話の道德的基礎は、平等の原理を専ら理論的に論じることを超えたところにある。その結論は素直に厳格に導き出されなければならない。次のような格言に表現されている。『汝は支配することを求めてはいけぬ。汝自身支配されることを許し、他人も支配されることを許すようにせよ』  
事柄が我々の期待する方向と異なっていると、真実であればこれを尊重することが肝要である。

どんな交渉でもこれに先立って最初に、人間関係を支配するガイドとして役に立つ道德的で法的基本原則について合意していることが必要である。

他人の考え方には特に同調する必要はないが、理解し正当に評価しようと努力することが必要である。先入感的な不信感と闘うこと、対話というのは、異ったイデオロギーや異った信条の存在にもかかわらず始めるのだということ、そして

55 教育というのは、単なる教授(teaching)よりも無限定に

広い領域であることは明らかである。教授というのは生徒または学生に理解し身につけることの出来る知識を伝達することである。これに対して教育は人格の訓練と発達を目標とする方法である。一般の見解に従うと、もし人種差別主義と隔離主義が、その最も広い意義での教育によって闘われなければならないならば、家庭、学校それに大学は単に知識が分かち与えられるところであると考えられなければならない。これらの場所は、将来の就職への途を開くための知識を分かち与えることに役立つのみではなく、平等で多元的思考方を助長するような道德的及び社会的態度を植えつけるために活用されなければならない。先ずは人びとの心の領域より開始することが肝要である。つまりそのあらゆる形態における攻撃性、プライド及び寛容の欠除と闘い、『すべての人びと、すべての集団をして、これらのどれかの一つの方面において自分達が誤りを犯しているとか、足りないところがあるということを悟らしめることである。こうすれば、人種差別反対闘争は、偽善的自己満足は論外として、<sup>(8)</sup>しばしば欠除している柔軟性と公正さを回復して、道德的信頼性と本当の力を強めることにならう。』

56 一般的教育は、教授の分野に属する人種差別と闘う行動的政治的並びに法的意味の解明よりも、すべての人間の平等な尊厳の持つ道德的意味に注意を喚起することを目的としなければならない。

57 適切な教育方法においては、子供、青少年それに大人に対し

続けることが可能であるということに確信を持つこと(厳格に言う)と、これこそ寛容の真髓である(共通の話言葉を求めること、両者の側に完全な誠意を求め開かれた心を持つことによる誠実を目標とすること)である。

58 若い人と大人の心理を、あらゆる人種の偏見から解放された平等思想に向かわせるための教育方式もまた、真実の探求に基づかなければならず、従って、国家の都合とか要請を考慮して何らかの犠牲によるというものではない。何も特に要らない。ただ偽善、あらゆる虚偽の住み家をあらゆる努力を傾けて打ち壊せばよい。

59 この目的のため、特に、先進国あるいは先進地域と発展途上国あるいは発展途上地域との間の経済的、政治的及び文化的関係の正しい性格を見定める必要がある。後者は移民労働者の自然の源となっており、これらの人達が人種差別の明らかな犠牲者であることは、毎日目撃する通りである。

60 次のことが明確に認識されなければならない。

一部の富裕な国々の団結による、第三世界の人民の政治的並びに経済的抑圧は、平和に対する脅威である。

北側の一部の国々が南側の国々に対して示す関心は、総じて経済的であり、従って、大体において利己的である。

経済的発展の絶対的必要性には、同時に文化的側面が与えられなければならない。

第三世界の人びとも警戒心は持ち続けつつも、ヨーロッパの国々とヨーロッパ系の人びとに対する伝統的敵対感情をぬ

ぐい去ることが、その利益となるだろう。こうすることに  
 して、第三世界の人びとも、ヨーロッパ文明の最もすぐれた  
 側面から思想を受けることが出来る。この点について、第三  
 世界の国々にとつて、受け入れ難い『文化的帝國主義』と、  
 外国文化を受け入れることによつて、自由な立場より自分達  
 の固有文化を豊かにしてゆく可能性』との間に線を引くこと  
 は、さほど困難なことではあるまい。發展途上国が必要な財  
 源を確保することによつて、自分達の固有の文化を広く知ら  
 しめることが出来るよう、これらの国々を援助する義務が先  
 進工業国にはあることを認識しなければならぬことは、当  
 然である。先進国とても同時に、外国の文化的貢献によつて  
 利されるところが大きい。米州機構憲章第一四九条は、文化  
 のこのような普遍的性格をまことに適切に『共通の国際生活  
 に向けて人びとの教育を指導すること (Directing the edu-  
 cation of peoples towards a common international  
 life)』と規定してゐる。

61 ヨーロッパの国々にもヨーロッパ系の人びとによる文化的貢  
 献によつて、開發途上の国々に文化を豊かにしてゆくために  
 適用される原則は、ヨーロッパの文化的遺産を他の大陸からの  
 貢献によつて豊かにする場合にも等しく妥当する。エリティエ  
 ・オジェ夫人は一九八三年二月二五日にコレージュ・ド・フラ  
 ンスで行つた開講講演で、次のように述べている。『数千年に  
 わたつてアフリカは、著しい量の洗練された思想形態、宗教的  
 信條、宇宙論、神秘論それに神性論を發展させ、これを世界へ

輸出した。このほかにも、資材に恵まれなかつたため、卓越し  
 た建築家は出さなかつたが、数多くの美術の形式と文学のジャ  
 ンル、豪華な自然主義哲学をも、世界に問うた。』  
 62 次に、ユネスコが提案した文化政策に対する、一九八二年七  
 月のメキシコ市の一般の宣言を紹介する。

『文化、科学及び教育の普及と相互作用は、平和、人権尊  
 重及び植民地主義、新植民地主義、人種差別主義並びにあら  
 ゆる形態の侵略と支配の根絶に貢献するものでなければなら  
 ない』

63 この同じ宣言の中に、『人種差別主義』、『侵略』、それに  
 『支配』という三つの言葉が使われていることは、世界の現実  
 の反映であり、反論の余地はない。

64 一般的教育においては、人種差別と闘うための行動の政治的  
 並びに法的意味というより、すべての人びとが尊敬において平  
 等であるというこの道徳的意味に注意を喚起することを、目  
 的とするべきである。前者はむしろ教授の範囲に入らう。

65 さまざまな社会的並びに法的制度を有する国々における教  
 育方法は、その地方の特質に大きく左右されるものであるか  
 ら、それぞれお互いにかなり異なるものである。例えば、ウクラ  
 イナ・ソビエト社会主義共和国では、人種的あるいは種族的異  
 和感を防止したり柔らげたりするための教育方法は、国際主義  
 (Internationalism) の原則に基づいてゐる。この国で支配的  
 な考えに従つて、国際主義というのは、諸民族、諸国家それ  
 に社会集団の間に友好を漸進的に發展させることであると共に、

不和、相互対立、国内レベルでの人種的あるいは種族的偏見、  
 要するに、人種差別主義、ナショナリズム、極端な愛國主義、  
 差別それによる不平等のあらゆる表現に対して闘うという精神に基  
 づくお互いの尊敬と協力を通じての融和を意味する。このよう  
 な立場にたつて、ウクライナの教育方法は、その人の母国語が  
 何んであるかに関係なく教授や教育の場合の言語選択の自由を  
 保障している。國家機関やいろいろな公的サービス機関も、社  
 会的並びに政治的生活のあらゆる分野において、同じ立場で活  
 動している。このような活動の例として、キエフ市の設立一五  
 〇〇年記念祭がある。キエフ市は昔のルースランドの首都で、今  
 日ではソビエト・ウクライナの首都である。この例は、一般的  
 な関心を今日でも集めてゐる歴史の出来事の記念と言へる。各  
 職場やオフィス、教育施設にも、各々国際友好評議会、クラブ  
 や会があつて、他の国々にとの友好の推進に努めてゐる。国際  
 主義のテーマが、ウクライナ共和国の美術や文学に卓越した地  
 位を占めてゐることが注目される (CERD/C/91/Add.20, p.  
 18-19)。

66 インドでは人権の思想が、人種差別と闘う行動のための国際  
 デー (国連デー、人権デー、その他) にのみ広報されるのでは  
 ない。マハトマ・ガンジーの生誕記念日にも、大統領や閣僚の  
 メッセージが広くマスメディアにのることによつて、人権の思  
 想の広報は行われる。大学でも記念講演があつたり、学生のユ  
 ンテストがあつたりする。全学校連合のような民間団体組織や  
 広報、放送省も、『不可触民』の慣行を根絶すべく、特別の催

しを行う。一般的教育機関やホステルなども指定カーストから  
 それらの人びとの権利を奪つてゐる慣行を撤廃するため次第に  
 協力的になりつつある。カースト間の結婚も今では行われるよ  
 うになつてゐる。指定カーストを社会の中に完全に同化させる  
 ことは、困難な仕事ではあるが、そのような傾向も明らかに生  
 まれてきてゐる (インドの第五定期報告書 CERD/C/20/Ad-  
 d.34, pp.17-18)。

67 ガーナでは、アパルトヘイトの名前で知られてゐる人種差別  
 の形態に対する闘いが、特に注目される。このキャンペーン  
 は、反アパルトヘイト・ガーナ国内委員会や、成人教育機関、  
 ガーナ青少年評議会、マウリ中学校などが音頭をとつて実施さ  
 れてゐる。三つの大学 (レゴン、ケープ・コースト、クマシ)  
 に学生団体があり、委員会に協力し、委員会からの財政的支援  
 も得てゐる。反アパルトヘイト委員会は、特に教会とか政治的  
 団体のような他の組織の会員が、その本来の活動範囲をこえて  
 人権問題を考えるように、鼓舞してゐる (ガーナの第七定期報  
 告書 CERD/C/91/Add.21, pp.4-5)。

#### 四、基本的に人間中心の文化

68 文化というものは、知識の集積を目的とするものではないこ  
 とからして、教授とは異なり、また若干の点で教育とも異な  
 る。しかし普遍的に妥当する一般の理想とシンボリズムを指向  
 するという点で、知識とは異なる。文化というものはシンボリッ  
 クである。つまり生きた現実を變形して、一定のスタイルにし



て示したものである。文化は客体を変形してこれに、豊かな隠喩的な、ほとんど普遍的な意義を与えるのである。『開かれた社会』を唱える人間的文化は、どうしても存続するべきものであるなら、普遍性を欠くことを得ない。普遍的事であることから、基本的に平等で民主的理念で貫かれているため、文化は、自由に対する人びとの願望を推進することによって、肉体的と精神的であることを問わず、あらゆる形態の抑圧より個々の人を解放することを目的としている。

69 教育、文化それに教授はある意味で一体である。つまり人種差別の根絶の目的で作られた教育綱領は、全体としての人格を發展させるよう構成されなければならず、この目的のため、他の文化を系統だてて学習することをも含んでいなければならぬ。このように、ヨーロッパであらうと、アメリカ、アフリカ、アジアであらうと、すべての教育制度は、今日まで無視されたり軽視されていた文化の学習を推進しなければならぬ。このように他の民族の文化的伝統を深く知ることが大切だが、それだからと言ってもう一つの同様に系統だつた学習の必要性を看過してはならない。それは、多民族あるいは多文化国の領域内に住む民族的少数者、土着民集団や移民労働者である。

70 文化についての以上の理解は、ヒューマニズムの基本的特徴であって、どのような出身であらうと他の人に対する開かれた心、友情、理解並びに同情を態度に示すことを要求するものである。テランス (Terance) も言うように、『私は一人の人間であって、人間的でないものは、私にとって無関係なのであ

る』。

このような言い方は、悪事を行う者や犯罪者が存在するという事実を照らして、余りに事を一般化しすぎると言う人びともあろう。しかしこのような人びとは、テランスの言葉を早とちりして理解しているのである。テランスは人間について語っているのではなく、『人間的 (human)』であることについて語っているのである。『人間的』マナーで振舞うことは、目的が自明である法の人間的ルールに従って、悪意、不寛容、攻撃性などを捨て去ることである。

71 最後にこの『基本的に人間的文化』という概念について一言述べたい。あらゆる教育的並びに文化的努力の最終目標は、普遍的レベルにおいての人間の人格の十全な完成である。

72 文化、つまり教授と教育の目標は、どのように理解されるべきだろうか。手段かあるいは目的か。

特別の意味を持ったアイデンティティ (例えば、民族的なもの) で、保護に値する正当性が十分にあるものがあると考えられる。ある点において、文化は独立の基礎であると主張されて来たが、このことは正当である。文化は、それぞれの民族に、第三者との関係においてよりもその自己の権利において、自分達について考えること、自己のアイデンティティをますます強く主張することを可能にする。

あるいは、普遍的役目を担ったある価値 (asset) とも考えられる。これは正しく、反人種差別運動が探っているアプローチである。

(一) 第一の場合については、民族のアイデンティティを表現する文化という考えについて、もっと深く考えられて然るべきだろう。また文化一般に対するだけでなく、その固有の文化に対する各民族の権利、また文化の多元性というものについてのすべての民族の権利が主張されて然るべきであろう。しかし、諸民族は自分の文化を絶対視する余り、他の文化と致して対峙させたり、文化をめぐる闘争などにまで至ることは、厳に戒められるべきである。何故なら、どのような民族も、自分達の最も深奥な願望に沿ってその存在を確実なものにし、また民族の苦悩から幸福を、戦争から平和を導き出すため十分な教育と知性がなくては、文化的であると考えられないからである。

(二) 他のアプローチ、例えば普遍的アプローチを採る人びとは、次のように言うかも知れない。人類が法の侵犯を基本から否認しないで、ジャングルのような法によって支配されることを許している限り、文化的といわれるにはほど遠いと。よい暮らしをしている人びとのためだけでなく、すべての人びと、そして何よりも最も弱い立場にある人びとの利益を考えて問題の解決に当たるほど兄弟愛に燃えるなら、人類は普遍的文化の領域に入ったと言えよう。このことと関連して、国際連合が採択した、新国際経済秩序の樹立に関する宣言と行動計画と国家の経済的権利義務憲章の中に規定された方式による、経済関係の改革も必要であらう。

73 以上のようなわけで、本当の文化というものは、第七条の精神によると、あらゆる党派心より自由ではないけれども、それ

自身目的ではないことが分かる。文化は、男女を問わずすべての人の協力で、自然のよりよいコントロールと知的自由のより広い領域の確立を目的とする。絶え間なく前進する改革を受け入れるに十分なほど自由であれば、本当の文化はその目標をそれ自体の外に発見するものである。各民族が人類の共同財産にいかに関与出来るかという判断基準もこのような普遍的考え方において打ちたてることが出来る。

#### 五、人種差別と闘うためのマスメディアの組織的動員

74 ユネスコ総会がその第二〇会期の、一九七八年一月二七日に採択した、人種と人種の偏見についての宣言は、マスメディアのこの分野で担う役目について、次のように述べている。

『マスメディア並びにこれを支配したこれに仕える人びと、また国内社会におけるすべての組織化された団体は、世界人権宣言に謳われた諸原則、ことに表現の自由の原則に留意して、個人の間や集団の間に理解、寛容並びに友好を促進すること、また個人や個人のいろいろな集団についての型にはまった、一面的で、一方的で、他意を秘めたような思考方式を広めることを控えることによって、人種差別主義、人種差別、並びに人種の偏見の根絶に貢献するよう、強く要請される。人種の並びに種族的集団の間のコミュニケーションは相互のプロセスでなければならず、これらの集団が十分に発言する機会を与えられ、何んの支障や邪魔もなく主張が聞かれるようであればならない。マスメディアはそれ故、このよ

うなコミュニケーションを促進する個人や集団の考え方を素直に聞かなければならない』(第五条三項)。

75 消極的側面として、人種差別撤廃のための闘いにおいては、マスメディア(テレビ、ラジオ、映画、新聞等々)によって伝えられるメッセージ、特に子供や若い人びとに対するものが、直接間接とを問わず決まり文句や映像、スローガンに墮したりして、人種的偏見をかえって助長させることになってはいけないう。またもう一つの危険が今日の世界で、ニュースとか思想の伝達のためのあらゆる手段を脅している。それは権力の座にある人びとの自己利益中心主義で、一般大衆の御気嫌をどううとして例えば外国人を『あらゆる悪の源』であるとして排斥しようとする。これは一般大衆を誤らせる途である。積極的側面としては、一般の人びとを言葉とかイメージで、また世界的展望において、読者やラジオ、テレビの聴衆にとって余りなじみのないいろいろな文化の異なった側面(哲学、法、文学、芸術)について教える可能性がある。このためには、人びとを退屈にさせたり、無関心にさせたりしない工夫が必要であることは、言うまでもない。反対側の世界や未知の世界の特定の民族の文化的伝統を表現する叙事詩や記念物の、社会的理美に出来る限り立脚した鋭い、知性的解説は、諸民族の間に友好関係を樹立することが緊急であるというありきたちの教育的お説教より、どれだけ説得力があるか知れない。

な決議を採択している。

(XXV) 「条約」第七条の実施のための追加ガイドライン

人種差別撤廃委員会は

「条約」第七条に関する報告書の形式と内容に関する委員会の改正一般的ガイドライン(CERD/C/70)、並びに一九七七年四月一三日に採択されたその一般的勧告を想起し多くの提案、ことに国際連合教育科学文化機構がその文書CERD/C/69/Add.1によって提出した諸提案を考慮し、次の諸提案について当事国の注意を喚起する。

報告書は第七条に言及されている主項目の各々について、次にあげる別々の見出しをつけて、出来るだけ多くの情報を記載するものとする。

- (一) 教授と教育
- (二) 文 化
- (三) 情 報

これらの広範な指標の枠の中で、記載される情報は、当事国によってとられる次のような措置を含んでいること。

- (a) 人種差別に導く偏見と闘うための措置
- (b) 諸国家間及び人種的又は種族的集団の間に理解、寛容並びに友好を促進するための措置。

### 一、教授と教育

この部分には、人種差別を導く人種的偏見と闘うための教授と教育の分野においてとられた、教育制度に関するいくらか

### B 国際的措置、当事国による「条約」第七条の

規定の誠実な実施を監視するための人種差別

撤廃委員会(CERD)の権限

76 国際条約の文言によると、人種差別撤廃委員会は、検討し、その後は、人種差別に関する国際的義務について、当事国の態度について見解を述べる責任のある主要機関である。委員会の活動は、ことに第七条について言えば、一般的にみて有用であることが分かっている。活動は三つに分かれる。

77 (一) 当事国は二年毎に報告書を提出しなければならないが、このような当事国の代表に対して委員会のメンバーが行う質問は、関係する国内機関によって第七条がいかに実施されているかに、特別の重みがおかれている。毎年国連総会に委員会の年次報告書が提出されるが、委員会はこの中で第七条について特別の一章を設け、第七条の実施をめぐり、つまり、当事国が遵守を約束した第七条に忠実であるか否かについて、当事国の一般的态度から導き出された結論を示している。定期報告書の中に、自国の教授、教育並びに文化の政策についてなされた進歩について書かなければならないという当事国の義務、並びに恐らく義務の誠実な履行を怠っているということが世界の世論の前にさらされるという恐怖から、当事国は必要な改善をもたらすため懸命に努力するという結果を生んでいる。

78 (二) 「条約」当事国による定期報告書の作成を助けるため、委員会は、政府に対する一般的ガイドラインの形で、次のよう

の一般的情報を含む、立法的並びに行政的措置を記述すること。

この部分にはまた、学校のカリキュラム並びに教師や他の職業人のトレーニングの中に、諸国家及び人種的又は種族的集団の間のよりよい理解、寛容並びに友好を導くような人権の諸問題を推進するプログラムや題目を入れるための措置がとられたか否かを記述すること。

最後に、委員会の一般的ガイドライン(CERD/C/70 art. 7, letter c)に言及されている諸条約の目的と原則が、教授と教育の中に入れられているか否かの情報を提出すること。

### 二、文 化

報告書中のこの部分には、民族の文化と伝統を発展し、人種的偏見と闘い、国家間並びに異った文化間の理解、寛容並びに友好を、国家並びに人種的あるいは種族的集団の間に推進するために、活動する機関や団体の動きについての情報が記述されるべきこと。

また人種差別主義と人種差別と闘う連帯委員会や関係団体の動き、当事国による人権デーの遵守状況や人種差別主義とアパルトヘイトに反対する運動についての情報も含まれなければならない。

### 三、情 報

この部分には以下の情報が含まれる。



90 人種差別の禁止を推進することに責任のある機関は大体において、教授、教育、情報に關係がある。加えて、多くの国において國際連合憲章の原則と目的を周知させるための委員会が設置されている。アパルトヘイトに反対するガーナ國內委員会、アフリカ・アジアの人民と連帯するチェコスロバキア委員会、セネガルの人權委員会などがこの例である。いくつかの國際デーの記念集會がこれらの組織によって、ダイナミックに行われている。

91 「条約」の第七条の実施に関する國連事務總長の報告書 (CERD/C/69 of 2 June 1980) は極めて詳細なものである。しかし今まで述べて来た状況報告からして、当事国が達成した成果は一般的に言ってどちらかと言うと貧弱である。例えば先ず第一に、第七条が規定するいろいろの内容は、同じ程度に実施されているとは言えない。すくなくとも、文化と情報については、ほとんど注意が払われていないと言<sup>(13)</sup>える。以上簡潔に述べたいろいろの題目は、各当事国の報告書の中で無視されているか、部分的にしか扱われていない。

92 (a) この報告書の関心の範囲について言うなら、人種差別撤廃委員会は何をおいても、当事国は「条約」第七条の課す義務を誠実に遵守するに<sup>(14)</sup>ついて、留保をつけたり、不十分であることに先ず注意を喚起するべきである。委員会が当事国の釈明を問題に直接關係なしと判断したことも度々あった。しかし再び國連事務總長の報告書 (CERD/C/69 of 2 June 1980) によってみ<sup>(15)</sup>よう。当事国のみではなく、國際的諸機関が体験したい

ろいろな困難の性格を見定めようとするだけの目的なら、これらの困難な点について一通り考えてみることは、恐らく有益であろう。このような作業はこのための必要な弁解を可能にするためのあらゆる努力の前提条件でもある。

93 (a) 人種差別主義あるいは人種差別は存在しないという陳述は、最も多く行われた。例えば一九七〇年四月二日付のベネズエラの第一報告書は、次のように述べている。『人種差別の慣行を生むような条件はこの国には存在しない。それ故、この目的のためのいかなる措置もとられていない』。同じように、一九七〇年八月一日付のナイジェリアの第一報告書は、次のように述べている。『ナイジェリア連邦共和国は、どのような形態の人種の隔離も実行していない。それ故、「条約」の特定の条文を実施に移すためのどのような立法あるいは司法的措置も直ちに必要はなかった』。特にボリビアは、『ボリビアには人種差別は存在しないから、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する國際条約の第九条に規定されているような措置は必要ない』と記述している。同様の見解はいくらか変化しているが、一九七一年の第一報告書から一九七七年の第四定期報告書まで一貫して繰り返されている。

94 ハイチも第二定期報告書で、同じような見解を表明している。『条約を実施する目的は、人種差別の存在しないところに人種差別を創出することではなく、差別を実行している人びとの間でこれを撤廃させることである。それ故、反差別キャンペーンが反対に国民の一部の間に人種差別感情を煽るような結果

をもたらしようとする時は、ハイチ政府はこのようなキャンペーンは行う意思はない』(國連總會への委員会の報告書、Official Records: Thirty-first session, Supplement No.18 (A/31/18, para. 247) の引用)。

95 人種差別撤廃委員会はこのような主張に対して、正当な根拠づけを欠いているとして一貫して強硬に反駁してきた。人種差別主義がある特定の国に存在しないというからと言って、この國が第七条に規定されたそれぞれの措置を実施する義務から免除されることはないとするのが、委員会の立場である。例えば外国人労働者の大量の到来のような新しい社会条件の生まれる結果人種差別主義が再び抬頭し、どのような不測の事態が起るか予測出来ないというのが、委員会の立場である。

96 (b) 憲法に基づく弁解もまた聞かれる。ことに以上挙げた弁解と一緒にことが多い。この種の見解の論拠は、『憲法に人種差別禁止の一定の規定がある限り、憲法上のこれらの規定と条約の条文を実施に移すため、立法的、行政的並びにその他の措置をあらためて必要はないとする見解』に示<sup>(16)</sup>されている〔總會への委員会の年次報告書/Official Records: Twenty-eighth session, Supplement No. 18 (A/30/8), para. 100〕。例えばモンゴルは、その憲法からいくつかの条文を引用した後、次のように述べている。『あらゆる形態の人種差別撤廃条約のすべての条文はモンゴル人民共和国で実施されており、従って特別の追加措置が必要とは考えられない』(一九七〇年七月三〇日付の第一報告書 CERD/C/R. 3/Add. 53)。

98 同じく一九七三年八月一日付のジャマイカの第一報告書も、『条約』を批准した時この国が行った次のような留保に注意を喚起している。『ジャマイカ憲法は、ジャマイカに在るすべての人に、人種や出身地によって差別することなく個人の基本的人權と自由を認め、保障している。……ジャマイカは「条約」を批准したが、このことは憲法上の制約をこえる義務を引き受けることを意味するものではない』。このような陳述は問題である。国内法と國際法規の間に違いのある時は、國際裁判所は、自由意思に基づいて署名され批准された「条約」を優位させるという原則に必ず拘束されてきたからである。とにかくジャマイカが、この留保の結果として、『条約の条文を実施に移すためのいかなる……措置をとることも不必要である』と陳述したのである(一九七三年八月一日付の第一報告書 CERD/C/R. 33/Add. 9)。

99 (c) 権限不在の主張、一定の事項は自分達の権限の中には属さず、従って第七条ことに情報の分野において要求される措置をとることは権限上出来ないという主張する国もいくつかあった。ノルウェーがこの例である。この國の第四定期報告書の審議の際、ノルウェー代表は『情報メディアは國家の事業ではあるが、政府からは独立しており、政府の介入によるいかなる行為に対しても強く反発することが通常であるので、ノルウェー政府はこの分野においてどのような統制も行使することは出来ない』と陳述した<sup>(17)</sup>。同じくオーストリアの報告書も、『第七条に於いてとられるべき政府の措置は、出版、表現及び情報の自由

によって制約されている』と陳述した。<sup>(15)</sup> この主張には説得力がない。ところが、国家は一つの単一主体としてそれ自体のことに ついて国際的な報告を行うのである。それ故その職員のみならずにはその司法機関の行動についてもさきも、たとえ一國の司法機関は行政部より独立しているとしても、責任があるからである。

100 (d) 第七条に規定された防止措置を確立するに於いての困難点。「条約」当事国は第一、第二、第三報告書を提出して数多くの措置がとられたことを報告した後、第七条の実施に關しての目新しい情報の提供を行うことについて、困難を感じるようである。モンゴルの第二期報告書がこのことを示している。モンゴルは以下のように陳述している。『条約の規定によってカバーされる分野に新しい発展はない。第一報告書の提出の方……この報告書に記述された現行の……諸措置は実施されており、改正されたり変更されたことはない。モンゴルの第三並びに第四報告書には何も新しい記述はない』。

101 同じ様にマダガスカル第五報告書も、次のように記述している。『政府は……「条約」……の規定を実施するためのいかなる追加……措置もとっていない。マダガスカル政府は「条約」第四、五、六、それに七条の規定を実施するために、新しい措置をとったということはないということを示すにしたい。これは、上記の諸条文はマダガスカル民主共和国を支配している状況に關係がなく、また人種に関する差別反対の原則は、常にマダガスカル政府の行動を規律しているという、単純な理由による。この原則は、憲法第一二条の最後に公式に再確認され

条)。

## 結 論

### 第七条の特質・その人間的、社会的及び国際的意味あい

105 「条約」第七条の設定するガイドラインは、普遍的に妥当する。その理由は、個人、国家あるいはいろいろの種族集団の間によい関係をつくれるかどうかは、結局において、これらそれぞれ措置の実現如何にかかわるからである。一般的に言って、社会関係を規律する国内法体系にも国際条約にも、このような「条約」の規定の侵犯を防止することを目的とした措置を規定するものはない。この意味で第七条は極めてユニークである。国際連合憲章と国際人権規約の二つに例をとってみよう。この二つとも、各国政府や個人がこれらの文書の基本的目的、例えば平和的協力の理念、諸国家の主権的平等の尊重並びに人格の尊厳の尊重に対して、より進んだ注意を払うよう促す目的での教授、教育、文化及び情報の分野においてとるべき措置についての規定を全くおいていない。その理由がどうのうかは、人種的偏見の分野では、精神的改革を実現するためには、法的、政治的あるいは経済的制裁のような社会的懲戒手段にも増して教授、教育、文化及び情報メディアを動員しての予防措置が大切なのである。

106 このような具体的措置を実現に移すことが肝要である。国家

している』。

102 以上数多くの特定のケースについて、手短かに調べてみた。これによって、人種差別撤廃委員会の通知や緊急要請、ことに一九七七年四月一三日の一般的勧告V(XIX)にもかかわらず、情報の分野についての委員会の要請に応えなかったり、不十分な報告しかなかった国が極めて多かったことが分かった。

103 国連事務総長も前にふれた報告の中で次のように述べている。

『人種差別撤廃委員会の新たな努力にもかかわらず、この状況は悪化する可能性がある。このこと、委員会並びに「条約」の規定の実施を援助するためにユネスコがとった措置に照らして、これらの問題を解決する方策は、第七条を実施するため国家がとった措置について出来るだけ多くの量の報告を行うという全体的取り組みによるものと思われる。この分野はユネスコがある程度の経験を持っている唯一の分野である』。

104 最後に、問題全体にかかわるもう一つの問題を指摘したい。委員会の委員であった人びとは次のことを認識している。特定の定期報告書が審議される時は必ず、当事国政府が「条約」第九条に従って提出した情報がすべての点で事実と合致するか否かの問題が生ずることである。言い換えると当事国の誠実性が必ずや問題となる。この点で、当事国の側の誠実性は、国際条約の実施についての条件の一つであるということを想起すれば、十分であろう(一九六九年のウィーン条約法条約第二六

はこれらの実施の受託者である。しかし国家と言ってもこれは抽象的存在である。従ってこれらの措置の実施を保障する責任は、その機関にある。異なった民族並びに人種的あるいは種族的集団の間に差別禁止の諸原則、理解、寛容並びに友好を粘り強く実現してゆくには、先ず第一には教師の側における、異なった文化に対する理解と、平等の概念に基づいた普遍的考え方が必要である。さらにはある程度までは、立法者や広くは行政担当者、裁判官にもこのことは重要であろう。言うまでもないが、差別のかくれた犠牲者の奮起にも期待しなければならない。

107 しかし何よりも人種差別撤廃委員会の担う責任は大きい。委員会はあらゆる機会をとらえて一ことにその国の定期報告書の審議の機会には一当事国の第七条に基づく義務の遵守を監視し、またこれに注意を促すのである。同じような責任はまた国際連合総会にも課せられている。総会は委員会の年次報告書を審議する際、その道義的権威と強力な広報能力を使って、条約上の義務の履行を怠っている国々に対して、これを遵守するよう求める責任を持っている。また文化人や文筆家にも同様の責任があると見える。南アフリカでは、アンドレ・ブリンク(André Brink) やナティヌ・ホルター(Nadine Gordimer) のようなアフリカナーの文筆家がそれぞれの著作を通じて、アパルトヘイトに反対し、人種の平等の保障を求めて活動している。

108 第七条は国際連合憲章の基本的規定を支える哲学に合致するものと言える。今日では人類は、経済的及び政治的条件によ

てもたらされた相互依存と文化的多元主義の間を右往左往している。今日では多文化社会という言葉さえ使われるに至った。つまり一方で我われは一つの世界という理想を追求しなければならず、他方で国際共同体における個別の異なった存在をそのおぼ承認するという立場にあるのである。

109 このような理由で、異なつて存在する権利があらゆる側面ではかれるに至った。人権の分野で実定法は、差別撤廃を目標とした平等を主張する。しかしこれは決して平均化 (Standardization) を何があつても実現しようとする目的ではない。人権を擁護するための制度は、多様化を伴つた統一と自由を伴つた相互依存を結合あるいは両立させ、すべての人びとの尊厳の平等を多様性と自由を伴つた相互依存という事実の中に位置づけるものである。すべての種族的集団やすべての国家が、その属する政治・社会的体制に関係なく、一般的な意味での文化への権利と、その固有の文化への権利を持つている。諸国家間並びに人種的所有いは種族的集団の間に、理解、寛容並びに友好を促進する義務がこれに加わるとするならば、第七条の規定する結果つまり、異なつた文化の間の対話がもたらす比類をみない成果を伴つた、善意の人びとの豊かな対話は、すべての人類の参加する真の対話によつてのみ成就されるであろう。健全な対話は、すべての関係当事者の誠実を、国際連合が打ち出す価値観への信頼などが伴うことが条件である。このような対話は、個人々々や人種を隔てるベールを突き破るための手段でありメカニズムである。また他の人びとの理解と接触を容易にし、個

人と社会的の両レベルで多くの不安と失望をもたらしている孤立から我々を救つてくれるものである。利己的に自己の殻に閉じこもつたり、利益の追求にのみ専念したり、一般的に他人のひとに無関心であったり、軽蔑的であつたりすることは、市民意識と国際的進歩の意識の形成を妨げるものと言わなければならぬ。不寛容と敵対心を助長することによつて、このような自己中心的態度は、個人だけでなく社会にも害毒を及ぼすものである。私達は私達の生きる時の印をよく認識し、我々を陥れる危機を克服しなければならぬならば、我々は一方的態度を捨て、普遍的態度に改めなければならぬ。世界的視野に眼覚めること、並びに必ずや他文化の発展に貢献する、他の大陸からの人びとの到来に心を開くことは、疑いなく、人びとの重要な潜在能力、発明し創造して行く能力に貢献するものである。こうすることによつて、我々は自己の完成の過程で、限らない喜びを見出し、この幸福感が今度は我々の進歩を促すのである。諸民族並びに人種及び種族的集団の間の理解、寛容及び友好の達成は、理念の世界と地上の世界の双方で進行するプロセスである。人間相互間の歩み寄りが実現され、このことが、国際的連帯の精神の発展、国家の安全の確保、それに国際連合の終局的目的である正義に裏付けられた平和 (Peace with Justice) の強化に貢献するものと見なされる。

〈注〉

(1) 総会公式記録 三六会期 Supplement No. 18 (A/36

- /18) Chap. VI, part B, para. 510
- (2) ユネスコ総会が第一四回会期の採択した(一九六六年一月四日付)『国際的文化協力の原則に関する宣言』(第二条(一)(3)) 従来からの『国家』(States) という用語に代つて『人民』(邦語では「民族」の意味) (peoples) という用語を用いる場合、国際的立法に関する人びとの人間 (the human person) などの基本的権利に注意を喚起するものと見なす。国際生活をめぐる民主化することを援護しなかつたという意図が明確に示されていない。
- (4) 総会決議 1514 (XV)
- (5) 国連文書 ST/HR/SER. A/5
- (6) 人権教育をスキャンディナヴィア諸国が打ち出す諸条件に則つて実施することが、国家に望まれる。
- (7) すべれた小著『キリル・ユウノ (Cyril BIBBY) 『人種優越主義に直面する教育者』(L'educateur devant l'ethnicisme)』(キリル・ユウノ、一九六五年著、ユウノ)。
- (8) 聖座 (バチカン) の第六定期報告書 (CERD/C/66/Add.30) 参考文献。人種優越主義及び人種差別主義と闘つた年。
- (9) 一九七九年一月三日にローマで調印された The second ACP-EEC Convention 参照。この条約は、発展中の権利の一般的ロケットスの中へ文化的側面を導入しようとする。
- (10) G・ネキギリス『人種差別に抗する国際的行動』(L'action des Nations Unies contre la discrimination ra-

- ciale)、『ノーブ国際法アカデミー講義集』第一六八巻(一九八〇年)、一九〇、一九二頁、四三九頁以下参照。
- (11) 特に委員会の総会への報告書(三六会期) Supplement No. 18-A/36/18, New York, 1982 及び、第六回への総会への報告書(三十七会期) Supplement No. 18A/37/18, New York, 1982) 及び、
- (12) G・A・ベソノフ (S. A. Bessonov) が提出した、第七条の実施に対する一般的ガイダンスの作成に関する勧告案第一読の草稿がある。
- (13) 委員会の第三五九会合(一九七七年八月一日)に於いて、ユネスコ代表が行った陳述(総会への委員会報告書、三十一会期) Supplement No. 18 (A/32/18), para. 47) 及び、
- (14) ノルマニー、第四定期報告書 CERD/C/22, 29 November 1977
- (15) 総会への委員会報告書、公式記録、三三三会期) Supplement No. 18 (A/33/18), para. 186
- (16) オーストリア、第三定期報告書 CERD/C/19, 25 October 1977, P. 4
- (17) ベトナム、第二定期報告書 CERD/C/R. 30/Add. 30
- (18) ベトナム、第五定期報告書 CERD/C/20/Add. 5, 18 January 1978, ベーニン、第二定期報告書 CERD/C/R. 30/Add. 17, 29 February 1972, ガーナ、第三定期報告書 CERD/C/R. 70/Add. 13, 26 March 1974, トンガ、第四定期報告書 CERD/C/R. 90/Add. 19, 16 July 1976